

国民年金法（昭和二十四年法律第四百十一号） 抄

（第二条関係（平成十八年四月一日施行））

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（併給の調整）</p> <p>第二十条 遺族基礎年金又は寡婦年金は、その受給権者が他の年金給付（付加年金を除く。）又は被用者年金各法による年金たる給付（当該年金給付と同一の支給事由に基づいて支給されるものを除く。以下この条において同じ。）を受けるときは、その間、その支給を停止する。老齢基礎年金の受給権者が他の年金給付（付加年金を除く。）又は被用者年金各法による年金たる給付（遺族厚生年金並びに退職共済年金及び遺族共済年金を除く。）を受けるときは、その間、その間、その支給を停止する。老齢基礎年金の受給権者が他の年金給付（付加年金を除く。）を受けるときは、その間、その支給を停止する。老齢基礎年金の受給権者が他の年金給付（付加年金を除く。）を受けるときは、その間、その支給を停止する。</p> <p>2～4（略）</p> <p>附則</p> <p>（併給調整の特例）</p> <p>第九条の二の四 第二十条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「遺族基礎年金又は寡婦年金」とあるのは、「年金給付（老齢基礎年金及び障害基礎年金）その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。」並びに付加年金を除く。）と、「老齢基礎年金の受給権</p>	<p>（併給の調整）</p> <p>第二十条 年金給付（老齢基礎年金及び付加年金を除く。）は、その受給権者が他の年金給付（付加年金を除く。）又は被用者年金各法による年金たる給付（当該年金給付と同一の支給事由に基づいて支給されるものを除く。以下この条において同じ。）を受けるときは、その間、その支給を停止する。老齢基礎年金の受給権者が他の年金給付（付加年金を除く。）又は被用者年金各法による年金たる給付（遺族厚生年金並びに退職共済年金及び遺族共済年金を除く。）を受けるときは、その間、その支給を停止する。老齢基礎年金の受給権者が他の年金給付（付加年金を除く。）を受けるときは、その間、その支給を停止する。</p> <p>2～4（略）</p> <p>附則</p> <p>（併給調整の特例）</p> <p>第九条の二の四 第二十条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「（老齢基礎年金」とあるのは、「（老齢基礎年金）その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。」と、「老齢基礎年金の受給権者」とあるのは、「老齢基礎年金の受給権者（六十五歳に達してい</p>

者」とあるのは「老齢基礎年金の受給権者（六十五歳に達している者に限る。）」「と」「障害基礎年金の受給権者」とあるのは「障害基礎年金の受給権者（六十五歳に達している者に限る。）」「とする。

る者に限る。）」「とする。